

特恵関税に関する原産地規則 (EU)

ブリュッセル・センター

90年代の初頭より、EUは中・東欧諸国との欧州協定（連合協定）を締結、現在は加盟交渉を進めている。これは、中・東欧諸国がEUの関税同盟に参加することを意味しており、原産地規則でも汎欧州原産地規則が適用されることになる。これまで、中・東欧のEU加盟候補国は、完成品のEU向け輸出を前提に、第3国からの原材料輸入について関税の減免措置を講じてきた。しかし、これはEUの生産者よりもこれらの国で生産を行う第三国の生産者の方が優遇されてしまうので、暫定期間経過後、廃止されることになった。

他方、中・東欧諸国との特恵関税措置を規定する欧州協定(Europe Agreement)に属さない開発途上国向けの一般的な特恵関税の形態として、EUは一般的な優遇関税制度を適用する理事会規則(GSP)を採択している。GSPは約150ヵ国からのEUへの工業製品輸入に適用される。また、当該国の発展の度合いにより、GSPの適用が解除される卒業メカニズムを有している。最近では、韓国、シンガポール、中国香港などが同制度の適用外とされた。

本レポートは、欧州に進出する、もしくは進出しようとする日系企業が、今後、EU向けの生産拠点をどのように展開していくべきか、考える際の基礎情報資料として、EU通商法に詳しいDe Bandt ,van Hecke ,Lagae & Loesch法律事務所パートナーである柴崎洋一弁護士に「特恵関税に関する原産地規則」についての解説をお願いしたものである。

1. 特恵関税制度

(1) 意義 - 安く作ってかつ安く輸出する

特恵関税とは、一定の国を原産とする輸入品につき、関税の全部または一部を賦課しない制度である。

日本の多くの企業の基本的・伝統的な営業理念は、「良い商品を安く作って輸出する」ことである。欧州の市場においてこれをさらに発展させるために特恵関税制度が役に立つ。つまり、特恵関税制度は、これを利用して安く作った商品をさらに安くEUに輸出しよう

とする前向きなプロジェクトを可能にする。

通商法のもう1つの分野であるアンチダンピング制度が、日系企業にとってもっばら災難でありこれに対してもっばら防戦一方の分野であるのに対し、特恵関税制度は、これを利用しなければ、無関係であり、活用することにより積極的な利益が得られる。

(2) 複数の特恵関税制度

特恵関税と一口に言っても、法律的にはいくつもの異なる制度の集合体である。その中でも、開発途上国に対し特恵関税の恩恵を与

える閣僚理事会規則2820号 (Council Regulation 2820/98 of 21 December 1998 applying a multiannual scheme of generalised tariff preferences for the period 1 July 1999 to 31 December 2001、いわゆる“ GSP ” 制度) と中欧・東欧を中心とする周辺諸国との間でほぼ同一内容で締結されたいわゆる「欧州協定」(Europe Agreement) に基づく特惠関税が重要である。したがって、この2つの制度につき解説する。

2 . GSPによる特惠関税の意義と目的

EUは、開発途上国からの工業製品に対して1971年から一般的な優遇関税制度を適用する閣僚理事会規則 (以下「GSP」という) を採択しているが、95年から下記のようにEUの特惠関税の制度が大幅に変更された。

94年までは、毎年一年間有効な特惠関税の新規則を制定したが、95年からは4年間、そして最新の規則は2年半有効である。最新規則は98年末に採択された閣僚理事会規則2820 / 98(以下「GSP規則」という) 発効は99年7月1日からであり、その前の類似の規則を半年延長しているため、実質的な期間は3年と言っても良いであろう (OJL 357 , 30 december 1998 , p 1)。このようにして95年から対EU輸出の比較的長期計画が可能になった。

(1) 対象国は広範に及んでいる

対象国は、約150カ国に達している。アジア (マレーシア、タイ、インド、ベトナム、インドネシア、フィリピン、中国、アフガニスタン、バングラデシュ、パキスタン、ラオスなど) 、中東 (クエート、サウジアラビア、イラン、アラブ首長国連邦、レバノン、シリアなど) 、旧ソ連邦の多くの国、南アを含むアフリカの多くの国、中南米の多くの国 (メキシコ、コロンビア、ベネズエラ、ペルー、チリ、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイなど) 、バルカン半島などEU周辺国である。

なお、韓国、シンガポールおよび中国香港は、98年より対象国からはずれている。台湾にもGSPは適用されない。また、後述に述べられるようにこれらの国またはその一定の商品が、一定の基準に達した場合に、特惠関税の恩恵からはずれる点に注意する必要がある。

(2) 関税化 (tariffication)

94年までのEUのGSPは、関税を掛けるか否かというオール・オア・ナッシングのアプローチであった。また、当該輸入品の一定の数量を超えると、関税が直ちに適用されたりもしくは適用が可能になる数量制限の制度 (quotaまたはceiling) を廃止した (この制度のもとでは、しばしば当該商品の輸入が可能なのは、実際上年初の短期間に限られていた)。

95年から関税は一律免除ではなく、次の4つの製品のグループごとに重要度 (sensitivity) を考慮して異なる割引率を適用する (第2条) 。これを関税化 (tariffication) と呼ぶ。この点、後述する欧州協定に基づく特惠関税が100%免除となるのに比較すると、メリットの劣る点である (しかし、メリットの程度は具体的に製品ごとにチェックしなければならない)。

- a . 最重要品目、関税 (MFN duty) の85%
- b . 重要品目、関税 (MFN duty) の70%
- c . 中間重要品目、関税 (MFN duty) の35%
- d . 非重要品目、関税は、0%になる。

例えば、

多くの農業製品、ジュース (共通関税コードHS 2009) などの食品、たばこ (HS 2401) 、人絹単繊維 (HS 54章) 、人絹スフ (HS 55章) などの一部の繊維などが上記の a . のグループに所属する (これらを very sensitive products という) 。これらは、関税率のさらに85%の対象になる (官報で14頁のリストであるが、適用範囲はそれほど広くない)。

生きた動物 (共通関税コードHS 0101、

0104、および0106) 肉 (HS 0207、0208 および0210など) 生きた植物 (HS 0601) 多くの果物 (HS 0811) 植物油 (HS 1515) チョコレート (HS 1904) パスタ (HS 1902) パン (HS 1905) そのほか多くの食品類、靴 (HS 64章) 陶器の食器 (HS 6912) ガラスの食器 (HS 7013) 銅および銅製品 (HS 74章) チタニウム製品の一部 (HS 8108) 原子力発電機 (HS 8401) ターボ・ジェットそのほかのガスタービン (HS 8411) ミシンの一部 (HS 8452) 電気モーターを含む家庭電気製品 (HS 8509) ラジオ受信機 (HS 8527) テレビ受信機 (HS 8528) カセット・デッキ (HS 8520) VCR (HS 8521) マイクロウェーブ・オーブン (HS 8516 5000) フォークリフト (HS 8427) 自動車 (HS 8703) トラック (HS 8704) オートバイ (HS 8711) そのほか多くの製品が、関税率の70%の関税の対象となる重要品目 (sensitive product) である (紙面の都合で多くを掲載できないが、官報で19頁の長いリストである)。

魚 (共通関税コード HS 0301、0303、0304、0306、0307など) 調理または貯蔵された魚 (HS 1604) でリストされた物以外のジュース (HS 2008、2009) アクリル酸 (HS 2916 1110) 人工甘味料の一部 (HS 2940 0090) 鞣類 (HS 4202) 皮革製品 (HS 4204 および 4205 0000) 傘 (HS 66章) でリストされた物以外のセラミック製品 (ex 69章) 鉛および鉛製品 (HS 7801) 亜鉛および亜鉛製品 (HS 7901 および 7903) 金属食器 (HS 82章) HS 8471以外のプリンター (HS 8443) 旋盤などの工作機械 (HS 8459、8460、8461、8462 および 8463) ディーゼルエンジンの一部 (ex 8408) 変圧器の一部 (ex 8542) エアコン (HS 8415) 冷蔵庫・冷凍機の一部 (ex 8418) 洗濯機および乾燥機 (HS 8450 および 8451) タイプライターおよびワープロ (HS 8469) 計

算機ならびに計算機を組み込んだ券売機、キャッシュレジスターおよび類似の機械 (HS 8470) 鉛筆削り、ホッチキス、包装用機械 (HS 8472) 変圧器 (HS 8504) 電気磁気 (HS 8505) マイクロフォン、スピーカーヘッドフォン、アンプリファイヤー (HS 8518) テレビ・ラジオ発信機およびテレビ・ビデオカメラ (HS 8525) レイダー (HS 8526) 電気コンデンサー (HS 8532) 電気スイッチおよびコネクタ (HS 8536) クレーン、ミキサー、自動車などの特殊目的自動車 (HS 8705) そのほか多くの製品は、関税率の35%の対象となる中間重要品目 (semi-sensitive product) である (紙面の都合で掲載できないが、官報で15頁の比較的長いリストである)。

写真および映画製品 (共通関税コード HS 37章) および ならびに HS 3809 10 および 3824 60 でリストされた物以外の化学製品 (HS 38章) および でリストされた物以外のプラスチック製品 (HS 39章) および でリストされた物以外のゴム製品 (HS 40章) 石、プラスタ、セメント、アスベストス、ミカ (mica) および類似の製品 (HS 68章) および でリストされた物以外の電気機械器具、ならびに音声録音器・画像録画機およびそれらの部品ならびにアクセサリ (HS 85章) 電気機関車 (HS 86章) HS 8709 を除くトラクター (HS 8701) 航空機、宇宙船およびそれらの部品 (HS 88章) および でリストされた物以外の光学・写真製品 (HS 90章) 座席 (HS 9401) 台所家具 (HS 9403 40) 玩具・ゲームの一部 (HS 95章) などの製品は関税が完全に免除される。官報で10頁の比較的短いリストであるが適用範囲は広い。

(3) 卒業メカニズム (graduation mechanism) 従前のGSPに基づく特惠関税では、韓国、

シンガポール、中国香港も含む145カ国・地域の開発途上国が関税の免除または減額の恩恵の対象となっていたが、開発が進み国民所得が増加した一定の国の一定のセクターについては、特惠関税の適用を徐々に廃止する。これをGSPの卒業メカニズム (graduation mechanism) という。

現在GSPの対象国となっている国についても、下記の2つのファクターにより開発の程度と専門化の程度を測定して、特惠関税の適用を廃止していく (GSP規則第3条1項)。

当該国の一人あたりの国民所得および輸出と、EUの一人あたりの国民所得および輸出との比率

下記 a . と b . の比率 :

- a . 当該国の当該セクターのEUへの輸出が当該セクターの全輸出国からEUへの輸出品に占めるシェア。
- b . 当該国の全製品のEUへの輸出がEUの全輸入品に占めるシェア。

すでに約30の対象国の一定のセクターにつきGSPの不適用がGSP別表 に明記されている。重要なものとして次のものがある。肥料を除く化学製品 (中国)、肥料 (ロシア、白ロシア、カザフスタン、ウクライナおよびチリ)、プラスチックおよびゴム (マレーシアおよびタイ)、皮革製品 (アルゼンチン、ブラジル、インドおよびパキスタン)、木材 (マレーシアおよびインドネシア)、紙製品 (ブラジル)、HS 50-60章の各種繊維製品 (インドおよびパキスタン)、HS 61-63章の各種衣類 (マレーシア、タイ、マカオおよび中国)、HS 64-67章の各種靴 (ブラジル、タイ、インドネシアおよび中国)、ガラスおよび陶器 (中国)。このリストは拡大する。なお、旧ソ連およびその周辺諸国ならびにブラジル、メキシコ、南アおよび中国からのECSC鉄鋼製品は、特別の理由でGSPの適用がない。

さらに、当該国からのあるセクターの製品がGSP受益国の同セクターの輸出合計の25

%を越える場合には、特惠関税の恩恵が失われる (ライオンのシェア条項、GSP規則第4条1項)。

従って、国民一人あたりの所得が高い国、また同種の製品を大量にEUに輸出している国は、GSPによる特惠関税の恩恵を取得することが将来困難になる。

ただし、その国からの当該製品のシェアが全受益国のEUへの当該セクターの全輸出の2%以下の場合には、卒業メカニズムは適用されない (ミニマムシェア条項、GSP規則第4条2項)。

なお、自由労働組合および労働協約に関する国際労働機関 (ILO) 憲章87および98、ならびに児童労働の禁止に関するILO憲章137、一定の環境基準を遵守するためのコストを考慮してGSPによる関税の引き下げ幅を顕著に拡大する (GSP規則第10条)。

3 . 中・東欧諸国、EFTA、EEAとEUとの欧州協定

ECと欧州自由貿易連合 (EFTA) は、古くから自由貿易協定を締結し、相互の原産品が特惠を享受するために必要な原産地のルールを採択した。94年からは、欧州経済領域 (EEA) 協定を締結し、EFTAにとって替わっている。

EUは、経済相互援助会議 (COMECON) 解体後、旧ソ連衛星国と友好通商条約を結んでいった。ついでEUは、チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキアの中欧、ブルガリア、ルーマニア、スロベニアの東欧、バルト3国、スイス、ノルウェー、アイスランドの13カ国との間に、欧州協定 (Europe Agreement) と呼ばれる第二世代の自由貿易協定を締結した。これは、デモクラシーおよび基本的人権擁護の理念ならびに「欧州拡大の挑戦」という欧州委員会のレポートおよび92年8月のエジンバラサミットの宣言に基づき、将来これらの国の多くがEUに加盟するとい

う可能性を念頭に入れて締結されたものである。具体的には、EFTAの旧加盟国の大部分が現在のEUに加盟したように、まずEU - EFTAの条約に類似する条約を締結かつ積極的に展開し、EU加盟交渉を並行的に行う。

欧州協定は、技術的にはEUと上記の各国との間において締結されている。しかし、内容的には、周辺国間相互に極めて類似していると共に最終的にはEEA協定となったEU - EFTA間の条約に類似している。欧州条約によると、「商品自由流通」(free movement of goods)の理念に基づき(農産物、繊維および鉄鋼製品など重要品目について保護を認めるという例外を除き)自由貿易の領域が漸増していく。

また、EUの経済、社会労働関係の多くの指令および規則は「商品自由流通」を促進する目的もしくは効果を有する。さらにこれらのEU法を国内法化することがEUへの加盟交渉の要件であるので、これらのEU法の多くは、これらの国の国内法としてすでに受け継がれている。

欧州協定のもとでは過渡期間を過ぎれば相互にそれぞれEUもしくは他の当該国の原産品については、関税を全く適用しない。また、EUおよび原産国の原産材料のみならず他の欧州協定加盟国の原産材料も原産材料として最終製品の原産材料の計算に加算される(汎ヨーロッパ原産地ルール)。この点、後に詳細に説明する。

GSPと異なり製品の重要性により多くの製品につき、関税が減額されるのではない。また、相手国の多くが最終的にはEU加盟を目指しているので、貿易プロジェクトが成功すると卒業条項によって特権関税の適用が終了してしまうというGSPのジレンマはない。さらに、GSPは、期限のある規則の形で制定され、現在の規則は2001年12月まで有効である。その後今までと同様に継続されるかいは、厳密に言えばその直前に規則が制定

されるまでわからないが、欧州協定には、そのような期限はない。したがって、長期的な生産・投資計画が可能である。また、生産国がEUの一部になれば共通市場に自動的に参入できる。

欧州協定の中・東欧など多くの相手国が、輸出用製品の製造のための原料・部品につき輸入税の減免措置を与えていたが、これはEUの生産者よりもこれらの国で生産を行う第三国の生産者の方が優遇されてしまうので、暫定期間の経過後廃止されることになった(欧州協定のProtocol 4の第15条)。たとえば、日本のメーカーが、ハンガリーで日本からの部品を用いて生産した製品の部品には関税がかからないとすると、オランダのメーカーが日本から部品を買って来てEUの関税を払い、オランダで生産するのに比べてより有利になる。

4. 原産地の概念は相対的である

(1) 原産地の概念

原産地(または原産国、country of origin)とは、当該製品がどの国で作られたかを決定するルールと一応言えるが、その基準は適用される協定や規則によって内容や条件が異なるため相対的である。このことが多くの人の誤解の原因になっている。

原産地のルールには、特惠関税に関するもの(preferential origin)と非特惠関係のもの(non-preferential origin)とがある。両者は、目的および内容・条件が異なるので、原産国の決定も異なる場合がしばしばある。

「原産国」または「原産地」という言葉が使われる場合、その意味は、たいてい「非特惠の原産地」である。非特惠の原産地は、文字どおり「当該製品がどの国で作られたか」を決定するルールなので、非特惠の原産地は、必ずある。これに対して、特惠関税の恩恵を付与するための原産地の条件は、かなり高く設定され、その取得がしばしば困難であるた

め原産地の条件を満たす国がないことがしばしばある。換言すると非特惠関係の原産地は、「どこの国か？」という問題であるのに対し、特惠関係のための原産地のルールは、「あるかないか？」の問題である。

(2) 非特惠原産地

非特惠関係の原産地の意義は、下記のとおりである。

第1に、輸入通関の手続の際に、原産地を申告し、輸入統計の資料となる。EUでは原産地によって関税が異なるという取り扱いをしていないので関税率の点では、差異はない。

第2に、非特惠関係の原産地は、アンチダンピング税を賦課する際の基準として使われる。すなわち、かりにマレーシアの複写機について反ダンピング調査が行われる場合に、調査の範囲はマレーシアを原産とする複写機となる。したがって、マレーシアで製造された複写機の検査のみ日本で行い、これを日本からEUに出荷しても、アンチダンピング調査の対象からはずれるわけではない。また、この例でアンチダンピング税が賦課された場合には、マレーシアを原産地とする複写機についてアンチダンピング税が適用される。

実際、タイを原産とするミニチュアベアリングにつき最初のアンチダンピング手続が行われたときには、当該製品はタイを原産とするものではないという理由で手続を終了した。結果としては、日本産であるという理由で日本のミニチュアベアリングにつき適用されていたアンチダンピング税が当該製品について適用されたはずである。

なお、この点については、EU基本アンチダンピング規則に、迂回防止条項 (anti-circumvention) が含まれているので、その適用によるべきであって、第三国組み立て品に対して、迂回防止条項の適用をするのみならず、原産地規則を重複的にまたは選択的に適用すべきでないとする議論がある。

第3に、EUアンチダンピング規則に、昔スクリュードライバー条項と呼ばれた迂回防止条項 (anti-circumvention) が含まれている (EUの基本アンチダンピング規則第13条10項)。

EUの規則ではEU内または第三国でおこなわれた組立作業が次の条件をみたすときに部品に対してアンチダンピング税の賦課が行われる。

- a. アンチダンピング調査の開始以降またはその直前に作業が開始され顕著に増加した。
- b. アンチダンピング措置の適用を受ける国から輸入される関係部品が、製品の部品の全価値の60%以上の場合。「アンチダンピング税の適用を受ける国から輸入される部品」とは、そのような国を原産地とする材料のことを指すので、EU内で製造された部品でも、孫部品の大部分の原産国が輸出国と認定されれば、その部品は依然としてアンチダンピング税の適用国を原産地としている旨考えられる。

ただし、組立工程で持ち込まれた部品に対する付加価値がその製造コストの25%を上回る場合には、回避行為とはみなされない。

第4に、92年EC域内統一市場 (internal market) の完成によって、各加盟国の輸入数量制限 (quota) は、原則として廃止されたが、例外的に一部が残存している。この場合に、法律的には、非特惠関係の原産地の基準が使われると想定される。

第5に、WTOセーフ・ガード協定に基づく緊急輸入規制が行われる場合に、非特惠関係の原産地の基準が使われると想定される。

(3) 非特惠関係の原産地の実体的基準

EUの非特惠関係の原産地の実体的基準は、68年の閣僚理事会規則802号 (802/68) の規定を引き継いだEU関税法 (Community Customs Code) により、製品の生産が2カ国以上にわたるときは、最終の実質的 (the

“last substantial process or operation”) な工程が行われた国を原産地とする旨定めるとされる。ただし、最終の実質的工程は、経済的に正当化され、そのための施設を有する工場でなされ、新しい製品の製造もしくは製造の重要な工程に該当しなければならない。

このような抽象的な規定では、実際の判断が難しいので、十数種類の製品については、個別的な規則が採択された。たとえば、ラジオテレビ受信機、カセットレコーダーについては、付加価値が45%である(付加価値基準)。半導体については、拡散工程(diffusion)を行うことが条件である(工程基準)。しかし、ほとんどの製品につきこのような具体的な基準はない。この点につき関税協力理事会を継承するWCO(World Customs Organization、在ブリュッセル)が具体的な基準を作ることになっているが、その作業は進んでいない。

原産地ルールは、特惠関税に関するものも非特惠関係に関するものも、組み立てなど当該オペレーションが行われる国の原産地が取得できない場合にそのオペレーションを禁止したり違法にしたりするものではない。関税やアンチダンピング税を賦課されるだけである。しかし、生産国政府から日系企業の進出や投資にあたり政治的な理由で、一定の付加価値やローカルコンテンツを要求される場合がある。そのため、そのような場合と原産地ルールとが混同される1つの原因になっている。日本からの自動車の数量制限との関係で、本来適用されるべき非特惠原産地ルールの代わりに、特惠関税の原産地ルール(60%)またはこれよりもさらに困難な基準(70%もしくは80%)を政治的な圧力から要求されたことは記憶に新しいことである。

5. GSPに基づく原産地規則

(1) 原産地取得の条件

生産が2カ国にわたるときは、十分な加工が行われた(undergone sufficiently

working or processing)ときに、当該国が原産地と考えられる(第67条1項(b))。「十分な加工」とは、99年1月22日までは、非原産材料のすべての関税分類コードが変更するかまたはEU関税法施行規則(Commission Regulation laying down provisions for the implementation of Council Regulation establishing the Community Customs Code)の添付15の表の定める条件を満たす場合となっていた。

しかし、99年1月15日の欧州委員会規則46号(46/1999)により変更されたEU関税法施行規則により、単にEU関税法の添付15の表の定める条件を満たす場合のみ、十分な加工が行われたと考えられる(第69条第1項、2項)ことになった。したがって原産地の基準は、歴史的には、関税コードの変更を基礎にする場合が多かったが、現在は付加価値および非原産材料の価額よりも大きな原産材料の価額などの基準を多く使用している。また、一般的な傾向として原産地の条件をかなり緩和してきている。したがって、5年前、10年前に困難であったことがそうでなくなっている場合がしばしばある。現在の添付15の表は、99年1月15日付けの欧州委員会規則46号(46/1999)で改正されている(OJ L 10, 15 January 1999, p 9-80)。

従来は、GSPの原産地の条件は、欧州協定のそれよりもハードルのより高い、難しいものであったが、この改正でほとんど同じ水準になった。

40%基準

GSP規則添付15の表のうち最も簡単な条件は、「非原産材料が、工場渡し価格(ex-work price)の40%以下である」ことである。このアプローチは、付加価値60%と必ずしも同じではない。工場渡し価格がコスト割れの場合には、コストによる付加価値が60%であっても非原産材料が、工場渡し価格

(ex-work price) の40%を超えてしまう。

蒸気機関 (HS 8406)、エンジン (HS 8407)、上記2つのパーツ (HS 8409)、ジゼルエンジン (HS 8408)、モーター (HS 8412)、エアコン (HS 8415)、繊維製造用機械 (HS 8444-8447)、タイプライターおよび計算機などの事務機 (HS 8469-8472)、旋盤・工作機械 (HS 8456-8466)、種々の機械/部品 (HS 8485および8522)、電気絶縁コードおよび機器 (HS 8544、8546および8547)、炭素電極など (HS 8545)、電気機関車 (HS 8608)、自動車 (HS 8703)、オプティカルファイバー (HS 9001)、レンズ、プリズム、鏡その他光学機器 (HS 9002)、眼鏡 (HS 9004)、楽器 (HS 92章)などは、これだけが条件になっている。

非原産材料が原産材料を超えない

「非原産材料が、工場渡し価格 (ex-work price) の40%以下である」ことに加えて「非原産材料が原産材料を超えない」という第二の要件をも満たすことが必要とされる場合。(x) マイクロフォン、アンプおよびスピーカー (HS 8518)、ラジオ送信機、テレビカメラなど (HS 8525)、レーダー、ラジオリモートコントロール (HS 8526)、ラジオ受信機 (HS 8527)、テレビ受信機 (HS 8528)、HS 8525-8528の部品 (HS 8529) ならびに (y) カセットレコーダー (HS 8520)、VCR (HS 8521)、エンジンのサイズにより20~30%オートバイ (HS 8711) などである。これらについては、また選択的な1つの条件として、「非原産材料が工場渡し価格 (ex-work price) の25%以下 (xの場合) もしくは30%以下 (yの場合) またはオートバイのようにエンジンの容量により20~30%」であれば、通常原産品と扱われ特惠関税の対象となる。

すべての材料の4桁の関税コードが変更

されること

下記の製品については、すべての材料の関税コードが変更されることが要件とされている。セラミック製品 (HS 69章)、ガラス (HS 70章)、ナイフおよび切削刃 (HS 8211および8214)、スプーン (HS 8215)、集中暖房用ボイラー (HS 8403および8404、ただし、上記40%の基準も選択的に使える)、船舶 (HS 89章、ただし、上記40%の基準も選択的に使える)。一般的にこの要件を満たすのは容易ではない。そのため、過去においては、この基準が多くの製品に適用されてきた。

上記の組み合わせのような条件を必要とする製品もある。

と の組み合わせ

40%とすべての材料の4桁の関税コードが変更されることの双方が必要とされる製品として下記がある。原子炉 (HS 84章)、ターボ・ジェット、ターボ・プロペラ、その他のガスタービン (HS 8411)、工業用扇風機および送風機 (HS 8414)、計量器 (HS 8423)。

選択的基準として、非原産材料が工場渡し価格の25% (原子炉は30%) を超えなければそれだけ原産地が取得できる。

、 および の組み合わせ

冷蔵庫および冷凍機 (HS 8418)、望遠鏡および双眼鏡 (HS 9005)。

これらについては、また選択的な1つの条件として、「非原産材料が工場渡し価格 (ex-work price) の25%以下 (前者) もしくは30%以下 (後者) であれば、原産品と扱われる。

製品と同じ関税コードの部品の材料価額が工場渡し価格の10%を超えないこと

例えば、材料 (micro chips) から製造された関税コード (HS Heading 8542) の半導体 (integrated circuits) については、

次の2つの条件が規定されている。電気モーターおよび発電機（HS 8501および8502）もほぼ同じ内容である。

- a .非原産材料が製品の工場渡し価格（ex-work price）の40%を超えないこと、およびb .非原産材料のうち、共通関税コードHS 8541およびHS 8542の材料が製品の工場渡し価格の10%を超えないこと。
- 選択的基準として、非原産材料が工場渡し価格の25%を超えなければそれだけで原産地が取得できる。

また、以前存在した「非原産国の専用部品が工場渡し価格（ex-work price）の5%を超えないこと」という条件は、しばしば困難を伴う。このため、アンチダンピング税を賦課された某社が、日本から第三国に複写機生産を移したときに、この要件のため特恵関税は得られなかったと言われている。

さらに、上記の2つの要件に加えて少数の製品であるが、ラジオ・テレビ受信機など、「トランジスターがすべて原産国製品である」という追加要件が比較的最近まで必要であり、日本製のトランジスターを使わせないようにしていた。しかし、この点は、最近改正されたので、ビジネスチャンスである。最新の添付表は、99年に採択されたので、一読されることをお勧めする（OJ L 15 January 1999 ,p .9-80）。

(2) 原産地条件の例外

不完全な加工

上記の条件を満たせば、原産地の条件は満たされるのが通常である。しかし、何も実際の加工をせず利益のみで付加価値をつけようとする濫用も考えられるので、下記の加工などでは不十分であると規定されている（関税施行規則第70条1項）。利益が付加価値として認められること自体が否定されるものではない。

- a . 製品の保護・保管のための運送・保管中

の良い条件を維持するための活動

- b . 廃塵、取捨選択、分類、結合、洗濯、塗装、切断などの単純な活動
- c . i . 包装の変更、パッケージの破棄およびその組み立て
ii . 単なる瓶、フラスコ、袋、ケースへの充填、単なるカードもしくは板への接着ならびにその他すべての単純な梱包活動
- d . 製品もしくはその包装におけるマーク、ラベルその他類似の識別のための符号を付加すること
- e . 混合物の構成物が輸出国またはEUの原産地の条件をみたさない場合にこれら同種または異種の製品を単に混合すること
- f . 完成品を構成する部品の単なる組み立て
- g . a ~ f までの組み合わせ
- h . 動物の解体処理

5%の例外

上記の例外としてHS 50 ~ 63章以外の製品については、最終製品の工場渡し価格の5%を超えない範囲で非原産材料を用いることができる。非原産材料が超えてはならない1以上の最大限のパーセンテージが要件となっている場合は、これらのパーセンテージを超えてはならない（関税施行規則第71条）。したがって、この例外が意味を有するのは、関税コードの変更や非原産材料が原産材料を超えてはならない条件など、パーセンテージの要件以外の条件が適用される場合であろう。

アクセサリー、スペアパーツおよび道具

アクセサリー、スペアパーツおよび道具（tools）が、通常機械、車両などの一部となりその価格に含まれているかまたは別に請求されない場合には、機械、車両などの一部となる（関税施行規則第73条）。

セット

セットは、それを構成している物品が原産品である場合に原産品となる。ただし、セットが原産品と非原産品で構成されている場合は、非原産品の物品の価額がセットの工場渡し価格の15%以下であれば、セット全体が原産品となる（関税施行規則第74条）。

(3) EU原産材料の加算

「EU - 輸出国原産材料の累積」が重要である（donor country element）。例えば、インドからの輸出品については、EUを原産とする材料は、すべて原産品に加算される（関税施行規則第67条2項）。そのような材料は、十分な作業または工程を経る必要はないが、関税施行規則第70条の不十分な作業または工程を超える作業または工程を経なければならぬ。

(4) ASEAN原産材料の加算

「ASEAN地域付加価値累積ルール」が重要である。ASEAN地域の材料は、すべて加算される（関税施行規則第73条）。例えば、輸出国がマレーシアで、材料がインドネシア、タイ、フィリピンおよびベトナムから調達されている場合には、ASEAN地域の原産品はすべて最終工程が行われた国の付加価値に累積される。ただし、最終工程が行われた国の付加価値が、材料を供給したASEANの他の国の材料のうち最も高い材料を供給した国の価額よりも高くなければならぬ。そうでない場合には原産材料のうち最も高い価額の材料を供給した国の原産品と考える（同第72条3項）。

(5) 吸収ルール（absorption ruleまたはroll up rule）

非原産材料も輸出国において原産地ルールの適用により原産材料に転換することもできる。すなわち、非原産材料が原産材料に転換

される。たとえば、マレーシア原産となった半導体の一部の材料が日本を原産とする場合であっても、それがマレーシアでテレビの製造に使われれば、半導体の価額の全額がマレーシア原産とカウントされる（関税施行規則第69条3項および添付表14、ノート3.1参照。OJ L 10, 15.1.1999, p.1-4）

なお、下記7(6)に記載されたエンジンに適用される吸収ルールは、GSP規則の上記ノート3.1でも同様に引用されている。ただし、下記7(5)との比較では、ASEANを別とすると汎ヨーロッパ原産地ルールに匹敵する広域における原産地部品の調達が難しいのでその分がGSPでは困難な要素となる可能性がある。

(6) 個別適用

上記の原産地の条件を判断するための単位は、HSシステムの関税の分類を行うときの基本単位（basic unit）である。HSシステムの関税の分類により1つの製品が複数の物もしくは集合体である場合、その全体が基本単位となる。貨物がHSシステム上同一の関税分類がなされる商品の場合、その各々につき原産地の条件が満たされなければならない（関税施行規則第70条a.1項）。

したがって同種の商品を反復して輸入する場合には、各々の商品につき原産地の条件を毎回充足しなければならない。製品全体の平均として、または一定の期間の平均もしくは会計年度で平均値として満たせばよいものではない（ここは、アンチダンピング調査の際の計算方法と異なるところである）。

(7) 直接輸出の要件

輸出国とEUの間の運送は、原則として直接行われなければならない（関税施行規則第78条）。

(8) 原産地証明書の発行と提出

特惠関税の適用を実際に受ける場合に必要
な移動証明書 (movement certificate) は
Form A と呼ばれ、これは原産地証明書で
もある (関税施行規則第81条 1項)。Form
A は、輸出国の税関または権限のある当局が
発行する (関税施行規則第81条 5項)。
Form A は、輸出者書面による申請に基づ
き、かつ特惠関税のための証拠書類が提出さ
れた場合のみ発行される (同条 2、3 および
4項)。輸出者は、税関など輸出国当局の請
求により常に適正な証拠を提出しなければ
ならない (同条 4項)。輸出国の当局が、製品
の原産地の確認に必要な手続を行う責任を有
する (同第84条)。

Form A は、輸出国当局の発行から10ヵ
月以内に輸入国の当局に提出されなければ
ならない (関税施行規則第82条 1項)。上記時
間の制限は、例外的な場合には超過が許さ
れる (同 2項)。また、他の遅延の場合も製品
が10ヵ月以内に輸入国の当局に提示されれば、
これを受諾することができる (同 3項)。

(9) GSPに基づく原産地証明書の調査手続

互惠・共同運用のEUと相手国間のいわゆ
る欧州協定特惠関税に相対してGSPの規則
に基づく特惠関税は、EUが多くの開発途上
国に対して一方的、恩恵的に与える制度で
ある。したがってその運用も、輸出国の税関に
行わせしむる点もあり、EUまたはその加盟
国の税関の一方的な運用という側面もある。

Form A (原産地証明書) が輸出国に返
還された後、輸出国の税関は、6ヵ月以内に
調査確認手続 (verification) を行い、かつ
その結果を当該EUの税関に伝達しなければ
ならない (関税施行規則第94条 3項)。この
結果は、Form A が実際に特惠関税を受け
られることを証明 (establish) するもので
なければならない。この点に関して、輸出
国の関税当局は、輸出関係の文書を少なく
とも3年間保管しなければならない (同条 7項)。

したがって、いったん輸出国の当局が原産
地を認めたからといっても、後に覆される
ことが当然ありうるわけである。日系企業
は、「いったんお上が発行してくれたものは、
覆らない (少なくとも自分の責任ではない)」、
あるいは「当局が発行してくれば、弁護
士の意見や詳細の検討など不要である」と
いう安易な仮定をする場合が多いので注
意しなければならない。

Form A (原産地証明書) の事後調査確
認 (subsequent verification) 手続の要
請から6ヵ月以内に輸出国の税関当局が調
査の結果に関する回答をしない虞れが存し、
または当該回答が製品の原産地を決定する
のに十分な情報を含まない場合には、2回
目の調査要請の連絡を輸出国当局に送付
する (関税施行規則第94条 5項)。2回
目の調査要請の連絡の後4ヵ月以内に輸
出国の税関当局が調査の結果に関する回
答をせずまたは当該回答が製品の原産
地を決定せしめない場合には、調査を要
請した当局は、例外的な場合を除き、
特惠関税の適用を拒絶する (同94条 5項)。

互恵的な欧州協定と異なり、GSPの制度
においては、解釈の問題が生じたり2国
間で紛争が生じたときも、Association
Committeeまたは関税協力委員会に相当
する機関はない。また、Faroe Seafood
事件 (Joined Cases C - 153/94 and C -
204/94 [1996] ECR 2465 ,2552) で
欧州裁判所は、EUが調査団を輸出国に
派遣した例で、原産国の確認が出来な
い場合には、仮に輸出国当局が信義に
したがって証明書を発行し、かつEUと
は相異なる意見を有していても、また
原産地委員会に付託されていなくても、
輸入国の税関は当該商品の通関後であ
ったとしても関税の請求を行うことが
できる、と判示している。

6. 欧州協定に基づく原産地規則

(1) 原産地を取得するための条件

特惠関税の原産地の取得に関する従前の原

産地ルールは、新しい汎ヨーロッパ原産地ルールに関しても維持されている。すなわち、非原産品も、「十分に加工された」(sufficiently transformed) 場合に原産地を取得する。しかし、実際には各商品ごとに具体的な要件を定めた表が、欧州協定のプロトコール4(Protocol 4)に別表2として添付されているのでそれにより具体的なルールが確認できる(なお、当該製品が各協定にカバーされているかいないかは、各協定によって異なるのでこの点をまず確認しなければならない)。

新しい汎ヨーロッパ原産地ルールは、今まで最も進んだ原産地のルールとされているEEAルールを模範としているが、いくつかの違いが認められる。

第1に、96年1月1日に発効した関税の分類に関する統一制度(harmonized system)に基づいている。

第2に、技術進歩に伴う加工の進歩がある程度考慮されている。

第3に、多くの協定が、多国籍累積ルール(diagonal accumulation rule)により相互に関係している。

なお、以下のルールは、具体的な原産地の条件の例示であるが、前に述べた事由により、GSPの最新の改正により、これらの製品については同じ条件となっている。

40%基準

プロトコール4添付2の表のうち最も簡単な条件は、「非原産材料が、工場渡し価格(ex-work price)の40%以下である」ことである。このアプローチは、付加価値60%と必ずしも同じではない。工場渡し価格がコスト割れの場合には、コストによる付加価値が60%であっても非原産材料が、工場渡し価格(ex-work price)の40%を超えてしまう。

蒸気機関(HS 8406)、エンジン(HS 8407)、上記2つのパーツ(HS 8409)、ディーゼルエンジン(HS 8408)、モーター(HS

8412)、エアコン(HS 8415)、繊維製造用機械(HS 8444-8447)、旋盤・工作機械(HS 8456-8466)、タイプライターおよび計算機などの事務機(HS 8469-8472)、種々の機械/部品(HS 8485および8522)、電気絶縁コードおよび機器(HS 8544、8546および8547)、炭素電極など(HS 8545)、電気機関車(HS 8608)、自動車(HS 8703)、オプティカルファイバー(HS 9001)、レンズ、プリズム、鏡のほか光学機器(HS 9002)、眼鏡(HS 9004)、楽器(HS 92章)などは、これだけが条件になっている。

非原産材料が原産材料を超えない

「非原産材料が、工場渡し価格(ex-work price)の40%以下である」ことに加えて「非原産材料が原産材料を超えない」という第二の要件をも満たすことが必要とされる場合。(x)マイクロフォン、アンプおよびスピーカー(HS 8518)、ラジオ送信機、テレビカメラなど(HS 8525)、レーダー、ラジオリモートコントロール(HS 8526)、ラジオ受信機(HS 8527)、テレビ受信機(HS 8528)、HS 8525-8528の部品(HS 8529)、ならびに(y)カセットレコーダー(HS 8520)、VCR(HS 8521)、エンジンのサイズにより20~30%オートバイ(HS 8711)などである。これらについては、また選択的な1つの条件として、「非原産材料が工場渡し価格(ex-work price)の25%以下(xの場合)もしくは30%以下(yの場合)またはオートバイのようにエンジンの容量により20~30%」であれば、通常原産品と扱われ特惠関税の対象となる。

すべての材料の4桁の関税コードが変更されること

下記の製品については、すべての材料の関税コードが変更されることが要件とされている。セラミック製品(HS 69章)、ガラス(HS 70章)、ナイフおよび切削刃(HS 8211

および8214) スプーン (HS 8215) 集中暖房用ボイラー (HS 8403および8404、ただし、上記40%の基準も選択的に使える) 船舶 (HS 89章、ただし、上記40%の基準も選択的に使える)。一般的にこの要件を満たすのは容易ではない。そのため、過去においては、この基準が多くの製品に適用されてきた。

上記の組み合わせのような条件を必要とする製品もある。

と の組み合わせ

40%とすべての材料の4桁の関税コードが変更されることの双方が必要とされる製品として下記がある。原子炉 (HS 84章) ターボ・ジェット、ターボ・プロペラ、その他のガスタービン (HS 8411) 工業用扇風機および送風機 (HS 8414) 計量器 (HS 8423)。

選択的基準として、非原産材料が工場渡し価格の25% (原子炉は30%) を超えなければそれだけ原産地が取得できる。

、 および の組み合わせ

冷蔵庫および冷凍機 (HS 8418) 望遠鏡および双眼鏡 (HS 9005)。

これらについては、また選択的な1つの条件として、「非原産材料が工場渡し価格 (ex-work price) の25%以下 (前者) もしくは30%以下 (後者) であれば、原産品と扱われる。

製品と同じ関税コードの部品の材料価額が工場渡し価格の10%を超えないこと

例えば、材料 (micro chips) から製造された関税コード (HS Heading 8542) の半導体 (integrated circuits) については、次の2つの条件が規定されている。電気モーターおよび発電機 (HS 8501および8502) もほぼ同じ内容である。

- a . 非原産材料が製品の工場渡し価格 (ex-work price) の40%を超えないこ

と、およびb . 非原産材料のうち、共通関税コードHS 8541およびHS 8542の材料が製品の工場渡し価格の10%を超えないこと。
- 選択的基準として、非原産材料が工場渡し価格の25%を超えなければそれだけで原産地が取得できる。

(2) 原産地条件の例外

不完全な加工

上記 の条件を満たせば、原産地の条件は満たされるのが通常である。しかし、何も実際の加工をせず利益のみで付加価値をつけようとする濫用も考えられるので、否定的に下記の加工などでは不十分であると規定されている (プロトコール4、第7条1項)。利益が付加価値として認められること自体が否定されるものではない。

- a . 製品の保護・保管のための運送・保管中の良い条件を維持するための活動
- b . 廃塵、取捨選択、分類、結合、洗濯、塗装、切断などの単純な活動
- c . i . 包装の変更、パッケージの破棄およびその組み立て
ii . 単なる瓶、フラスコ、袋、ケースへの充填、単なるカードもしくは板への接着ならびにその他すべての単純な梱包活動
- d . 製品もしくはその包装におけるマーク、ラベルその他類似の識別のための符号を付加すること
- e . 混合物の構成物が輸出国またはEUの原産地の条件をみたさない場合にこれら同種または異種の製品を単に混合すること
- f . 完成品を構成する部品の単なる組み立て
- g . a ~ f までの組み合わせ
- h . 動物の解体処理

なお、EUと他方の締約国のそれぞれの活動を合わせて考慮したうえで当該活動が不十分か否かの判断を行う (プロトコール4、第7条2項)。この点は、GSP規則には、規定

されていない点である。

10%の例外

上記の例外としてHS 50から63章以外の製品については、最終製品の工場渡し価格の10%を超えない範囲で非原産材料を用いることができる。非原産材料が超えてはならない1以上の最大限のパーセンテージが要件となっている場合は、これらのパーセンテージを超えてはならない(プロトコール4、第6条2項)したがって、この例外が意味を有するのは、関税コードの変更や非原産材料が原産材料を超えてはならない条件など、パーセンテージの要件以外の条件が適用される場合であろう。

アクセサリ、スペアパーツおよび道具

アクセサリ、スペアパーツおよび道具(tools)が、通常機械、車両などの一部となりその価格に含まれているかまたは別に請求されない場合には、機械、車両などの一部となる(プロトコール4、第9条)。

セット

セットは、それを構成している物品が原産品である場合に原産品となる。ただし、セットが原産品と非原産品で構成されている場合は、非原産品の物品の価額がセットの工場渡し価格の15%以下であれば、セット全体が原産品となる(プロトコール4、第10条)。

(3) 2国間累積ルール(bilateral accumulation rule)

従来から2国間累積ルール(bilateral accumulation rule)が認められている。これによると、「EUを原産とする材料は、チェコにおいて取得される製品に組み込まれる場合にはチェコを原産とすると考えられる。そのような材料は、十分な作業または工程を経る必要はないが、第7条1項の不十分な作業または工程を超える作業または工程を経な

ければならない」(プロトコール4、第3条)。

(4) 汎ヨーロッパ原産地ルール

97年および99年、欧州協定(Europe Agreement)の原産地ルールの改正により、汎ヨーロッパレベルの原産地累積のルール(Pan-European System)が成立した。新しい汎ヨーロッパ原産地ルールの主な目的は、EUとポーランド、ハンガリーなどの旧社会主義国との間の原産地に関する協定を、EFTAまたはEEAとの間でEUが結んでいる協定の進んだ内容に改めることである。この汎ヨーロッパ原産地ルールは、発展段階の飛躍的に進んだ原産地規則の形態である。GSPには、一般的に含まれていない。GSPには、ASEANなどの地域累積のルールがあるが、汎ヨーロッパ原産地ルールに比べると遙かに限定的である。

EU、ノルウェー、アイスランド、スイス、リヒテンシュタイン、トルコ(例外あり)、チェコ、スロバキア、ブルガリア、スロバニア、ルーマニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランドおよびハンガリーを原産とする材料は、輸出国において取得される製品に組み込まれる場合にその国またはEUの原産品と考えられる(多国間累積ルール、プロトコール4の第3条1項、第4条1項)。そのような材料は、十分な作業または工程を経る必要はないが、第7条1項の不十分な作業または工程を超える作業または工程を経ない場合には、輸出国における付加価値が上記の他のいかなる1国における付加価値よりも大きくなければならない。(プロトコール4の第3条2項、第4条2項)。

例えばポーランドで生産を行うものは、これらの地域の何れの国からその原産材料を調達しても、第7条の不完全な加工以上の加工を行えば非原産材料とはならないのでEUに輸出される場合原産地の認定上有利に扱ってもらえる。EUの生産者も、チェコから調達した材料について、第7条の不完全な加工以

上の加工を行えば非原産材料として扱われないので特惠関税を利用して中欧の他の国に輸出できる。

(5) 関税払い戻しの禁止

従来中欧などの生産を伴う投資招聘国では、輸出される場合に輸入材料に適用される関税の払い戻し(または免除)を行っていたところがあった。EUの生産者が、EU外からの輸入部品または材料につき必ず関税を払わなければならないことと権衡を失するという批判があった。

したがって、新しい原産地ルールは、これを禁止することにした(第15条1項)。しかし、これらの国の関税は、EUのそれよりも高い場合が多いので、多くの製品の種類につき、その関税分類により5%(HS 25~49章および64~97章)または10%(HS 50~63章)というような関税の払い戻し(または免除)を認めた。また、暫定的に払い戻し(免除)制度を継続できるという例外が定められている場合がある。

(6) 吸収ルール(absorption ruleまたは roll up rule)

非原産材料も輸出国において原産地ルールの適用により原産材料に転換することもできる。すなわち、非原産材料が原産材料に転換される。たとえば、ブルガリア産となった半導体の一部の材料が日本を原産とする場合であっても、テレビの製造に使われれば、半導体の価額の全額がブルガリア原産とカウントされる(プロトコール4別表1、ノート3.1)これを吸収ルールという。

吸収ルールは重要である。上記の半導体の例では、日本から材料を持ってきて製造を行っている日系メーカーからその製造国の原産品である半導体を購入すれば、購入価格全体が原産材料となる。

また、例えば、エンジンも自動車も非原産材料が40%を超えないことが原産地取得の条

件である。上記プロトコール4別表1、ノート3.1に粗加工材料、例えば、HS 7224 “other steel roughly shaped by forging” からエンジンを製造する具体例が示されている。まず日本(またはその他のEUもしくは上記の国々以外の国)からの鑄塊(ingot)は、粗加工材料(例えば、HS 7224など)に加工される段階で加工地の原産地を取得するので日本など第三国の材料は吸収されてカウントされなくなる(かりにこの部分を3万円としよう)。さらに、このように吸収されなかった日本その他の第三国の材料が10万円あったとする。エンジンの価額を25万円とすると、日本から13万円の材料を持ってきて25万円のエンジンを作ると25万円全体が原産材料になる。

上記の例で自動車の価格を100万円、現地の自動車生産会社の利益を5%とすると、残り70万円(=100-5-25)の付加価値のうちまだエンジン以外に40万円日本から持ってきてよいことになる。かりに労務費・製造加工費が15万円とすると、材料費合計80万円(=100-5-15)のうち、53万円相当分日本から持ってきてよいことになる。吸収ルールをエンジンのほかに他の部品にも適用できれば、実際日本から持ってこられる部品はさらに増えてもよいことになる。勿論、エンジンやその他の部品は自分で作らなくても部品メーカーや他の自動車メーカーから買ってもよいわけである。

(7) 個別適用

上記の原産地の条件を判断するための単位は、HSシステムの関税の分類を行うときの基本単位(basic unit)である。HSシステムの関税の分類により1つの製品が複数の物もしくは集合体である場合、その全体が基本単位となる。貨物がHSシステム上同一の関税分類がなされる商品の場合、その各々につき原産地の条件が満たされなければならない

(プロトコール4、第8条)。

したがって同種の商品を反復して輸入する場合には、各々の商品につき原産地の条件を毎回充足しなければならない。製品全体の平均として、または一定の期間の平均もしくは会計年度で平均値として満たせばよいものではない(ここでは、アンチダンピング調査の際の計算方法と異なるところである)。

(8) 直接輸出の要件

輸出国とEUの間の運送は、原則として直接行われなければならない(プロトコール4、第13条)。

(9) 原産地証明書の発行

特惠関税の適用を実際に受ける場合に必要なる移動証明書(movement certificate)はEUR .1と呼ばれ、これは原産地証明書でもある。

EUR .1は、輸出国の税関が発行する。さらに、最近輸出者はその責任でEUR .1を発行できるようになった(第17条1項)。輸出者は、税関の請求により常に適正な証拠を提出する用意ができていなければならない(同3項)。また、輸出者は、第17条3項に規定された証拠を3年間保管しなければならない(第28条1項)。輸出国の税関は、原産地の要件を確認する責任を有する(第17条5項)。

(10) 欧州協定に基づく原産地の調査

原産地証明書EUR .1発行後の調査および確認(subsequent verification)は、輸出国の税関によってアランダムにもしくは輸入国の税関当局が原産地の有無もしくは書類の真正またはその他プロトコール4の条件につき合理的な嫌疑を有する場合に行われる(EU・チェコ間の欧州協定のProtocol 4、第32条1項)。

輸入国の税関のイニシアチブにかかる場合、輸入国の税関は、輸出国の税関にEUR .1およびインボイスを返却する。適当な場合には、調査を求める理由を添える。原産地の証拠として提出された情報が不正確であることを示す書類または情報も送付される(Protocol 4、第32条2項)。

EUR .1の確認は、輸出国の税関がこれを行う。輸出国の税関は、証拠を請求し、輸出者の会計書類またはその他の書類を検査する(同3項)。調査期間中、輸入国の税関は、その後の輸入通関につき、予防措置(precautionary measure)を条件にこれを認めることができる(同4項)。実務上、予防措置として銀行保証の差し入れがなされる場合が多い。

EUと上記の10数カ国とのいわゆる欧州協定のプロトコール4により規定されているルールは、2当事国間の国際協定による取り決めで、かつ相互的な特惠の付与の形をとっている。この取り決めの運用および原産地の調査確認手続は、その多くが共同行為によって行われる。

EUR .1(原産地証明書)の調査確認(verification)手続の要請から10ヵ月以内に輸出国の税関当局が調査の結果に関する回答をしない虞れが存し、または当該回答が製品の原産地を決定するのに十分な情報を含まない場合には、調査を要請した関税当局は特惠関税の適用を拒絶する(第32条6項)。実務上は当事者がある程度の理由を有する場合には、ただちに関税を賦課しない場合も多い。しかし、関税の時効は、一般に3年なので早急に必要な措置を取らないと厳しい取り立ての手続が始まる。

この際に、輸出国および輸入国の間において解決の出来ない紛争が生じ、またはプロトコールの解釈の問題が生じたときは、Association Committeeに付託される(Proto

.....

col 4、第 33 条)